

国際関連情報 国際会議等

2014年 AICPA 年次全国会議報告

ASBJ 専門研究員 きたむら **北村** さち **幸子**
 ASBJ 専門研究員 おおたか **大雄** まこと **信**

I. はじめに

米国公認会計士協会（AICPA）の年次全国会議が、2014年12月8日から10日にかけての3日間、米国ワシントンDCにて開催され（ニューヨーク及びサンフランシスコにも同時中継）、米国証券取引委員会（SEC）や公開会社会計監督委員会（PCAOB）、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）などからの出席者が、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点などを発表ないし討議問題についてスピーチや討議が行われた。当委員会からは、2名（筆者）が参加した。

本稿では、本年次全国会議の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点を当てつつ、概要についてご紹介させていただく。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

II. 主要なセッションの概要報告

2014年12月8日（月）第一日目

1. SEC 主任会計官の講演

（スピーカー：SEC 主任会計官 ジェームス・シュヌアー（James Schnurr））

2014年10月に着任したSECのシュヌアー主任会計官から、米国の国内登録企業におけるIFRSの適用、新しい収益基準、独立した基準設定プロセスの重要性、PCAOBの基準設定活動、監査委員会の開示の再検討をテーマにした講演がなされた。以下においては、会計基準に関連する部分に関する講演の概要をご紹介します。

(1) IFRS の適用

米国の国内登録企業向けにIFRSを米国の報告システムへ取り込む第4の方法¹として、米国会計基準による財務諸表の開示に加えて、IFRSに基づく情報を補足情報として米国会計基準に準拠して作成された財務情報との数値調

1 国内の登録企業向けにIFRSを米国の報告システムへ組み込む方法として、これまで、IFRSの採用（アドプション）、IFRSの任意適用、所謂「コンドースメント・アプローチ」の3つの方法がこれまで模索されてきた。

整を行うことなく、非財務情報として任意に開示する旨を認める方法が1つのアイデアとして考えられるという見解が示された。

現行の米国の開示規則では、IFRSに準拠して作成された情報が非財務情報として開示される場合、非GAAP財務測定値として扱われ、米国会計基準に準拠して作成された財務情報への調整表の開示が求められる。今回示されたアイデアは、当該調整表の開示義務を廃止することで、SECへの届出書類においてIFRSに基づく情報を開示することを望む米国の国内企業の負担を一定程度軽減することを通じて、米国の報告システムにおけるIFRSの組み込みを図ろうとするものである。

当日の質疑応答においては、当該アイデアについて柔軟に可変し得る旨について言及があり、例えば、IFRSに基づく情報をフルに開示する方法から、売上高、売上総利益、純利益等の主要数値について選択的に開示する方法まで、いくつかの派生形があり得るとする旨の発言がなされた。

(2) 収益基準

2014年5月に、FASBより、「顧客との契約から生じる収益」(会計基準更新書2014-09号)が公表されており、米国においては同基準の適用が大きな話題となっている。このため、シュヌアー氏より、同基準に関する見解が披露された。

本講演では、収益認識基準の適用にあたっての取組みは、ガイダンスを特定の事実に対してどのように適用するかに関する「会計」側面、首尾一貫した会計的な結論を導くために必要となるプロセスやシステムの変更に関する「プロセス」側面の2つに分けて整理することができるという見解が示され、それぞれの課題への対処方法について言及がされた。

また、現行の収益認識に関するガイダンスに

おける考え方の多くは、新基準に引き継がれており、会計処理や実務が大きく変わることを想定していないが、一部に誤解が見られるため当該誤解を早急に払拭し、新基準の導入に伴って生じる新たな解釈問題に焦点を当てるべきとの見解が示された。

これに関連して、FASBとIASB(両審議会)により設置された移行リソース・グループは適用に関する多くの問題点を認識し、対応を開始しているが、いくつかの問題点は重要であり、広範な影響を与える可能性があるため、最短の適用日までに適用できるかどうか差し迫った課題となっているという旨が示された。さらに、両審議会がこれらの未解決の疑問を解決し、適用日までに追加的な時間が必要かどうかについて評価することが重要であるとの見解が示された。

(3) 独立した基準設定プロセスの重要性

本講演では、上記に加え、独立した会計基準設定は、堅牢であり投資家のニーズに対応した財務報告システムを促進するために極めて重要であり、どのように基準が設定されるかに関する投資家の信頼を確保する観点から、独立した基準設定プロセスを維持することを引き続き支援支持するという見解が示された。

2. SEC 主任会計官室政策イニシアティブ

(スピーカー：SEC 副主任会計官 ジュリー・エアハルト (Julie Erhardt) 他)

シュヌアー氏による講演に続けて、エアハルト氏を含む3名のSEC主任会計官室スタッフにより講演がなされた。エアハルト氏からは、SEC主任会計官のシュヌアー氏から示された第4の方法を補足する形で、自主的なIFRS情報の開示により影響を受ける可能性のある当事者である、投資家、作成者、SECの視点から次のような説明がなされた。

- 機関投資家は、IFRSの財務報告も米国会計基準の財務報告もどちらも分析できるが、どれだけ適切に両基準間の調整をし得るかが重要になる一方、個人投資家は、米国会計基準に比べIFRSに慣れていないため、両基準間の有効な比較ができるかが重要になる。
- 作成者のうち、広く海外展開をしている米国企業は、国外でのIFRSの適用が進んでおり、IFRSに精通する動機及び機会が増えているが、米国基準による報告のために情報を蓄積する必要がある。また、海外に親会社を持つ米国企業も、親会社に対するIFRSによる報告のため情報を蓄積する必要があるが、米国において子会社としての米国基準の情報を蓄積する必要がある。米国の国内を中心に展開している企業でも、IFRSはマネジメントが頭に入れておくべき知識となっているが、これはマネジメントからIFRSによる財務情報を作成する要望があることを意味していない。
- SECスタッフは、こうした状況を踏まえ、米国の国内登録企業によるIFRSの適用のあり方を検討するにあたっては、必ずしも外国登録企業と同じ方法によるべきとは考えておらず、シュヌアー氏から示されたアイデアを含め、別の方法を模索することが適当であろう。

3. SEC 主任会計官室の最近のプロジェクト

SEC 主任会計官室のスタッフ会計専門家により、最近の会計上のトピックスについて説明がなされた。主要な会計上の論点は次のとおりである。

- 退職後給付債務の計算における死亡率の見積り
- 優先株式の修正又は交換についての会計処理
- ヘッジ会計におけるデリバティブ契約の更新の影響

- 複合金融商品として公正価値で測定される金融負債の公正価値が、発行者が受け取った純額の前受金を上回った場合における会計処理
- 収益認識における総額表示と純額表示に関する論点
- 逆スピノフと判断される場合
- のれんの減損テスト日を自主的に変更した場合の対応
- プッシュダウン会計を適用した場合の企業結合に関連する費用の期間帰属
- ジョイント・ベンチャーの定義の考え方

4. 最近の実務上の論点に関するパネル・ディスカッション

米国会計基準における以下の分野における現行実務上の最近の問題点について、会計事務所やコンサルティング・ファームからの参加者によりパネル・ディスカッションが行われた。企業結合に関する論点では、不動産事業、ライフサイエンス産業、採取産業のような特定の産業において「事業」の定義の適用が困難である場合がある旨が示された。

- キャッシュ・フロー計算書
- 収益認識
- 企業結合
- 株式報酬
- ソフトウェア開発費
- 確定給付債務の測定

2014年12月9日(火) 第二日目

5. FASB と IASB 議長による講演

(スピーカー：FASB 議長ラッセル・ゴールデン (Russel Golden)、IASB 副議長イアン・マッキントッシュ (Ian Mackintosh))

FASB のゴールデン議長と IASB のマッキントッシュ副議長から講演が行われた。講演の概要は、次のとおりであった。

(1) IASB マッキントッシュ副議長の講演の概要

- IASB の使命は、世界経済のために信頼される会計基準を作成することであり、そのような基準は、グローバルの資本市場に透明性、信頼性及び効率性をもたらす。直近の調査によると 114 の法域が IFRS を適用しており、12 以上の法域で認められている。IASB は、日本における進展を継続的に注視しており、時価総額の 25% の日本企業が IFRS を間もなく適用することになる。
- 米国の投資家にとって、各国で異なる多くの会計基準が単一のグローバルの基準に置き換わっていくのは、明らかな進展であり、異なる国の財務諸表を比較できることは大変な便益である。フォーチュン 500 企業の半分以上が IFRS で報告しており、これは多くの米国企業が、IFRS 適用企業と比較されることを意味する。
- IASB と FASB は、リース基準についていくつかの点で、まだ合意に至っていないが、リースが現在の義務であり、負債として認識すべきといったような基本的な論点については共通した考えに至っている。両審議会の関係は引き続き強固であり、共同してコンバージェンスを図り、将来の差異を最小化する責任があると考えている。

(2) FASB ゴールデン議長の講演の概要

- FASB における業務の中心は、複雑性を減少させることにより米国会計基準を発展させることにある。明確で理解可能な財務報告は、適切な投資に貢献する。
- FASB の使命は、米国の資本市場、そして全世界で米国会計基準を使う者のために米国会計基準を改善することであり、その方法の 1 つが、複雑性を減少させることである。会計の複雑性は、投資家及び企業の双方にコストをもたらす。

(アジェンダの再設定)

- FASB は優先順位を見直し、複雑性に対応していないプロジェクトは削除した。まず、利害関係者にとって最も重要で、焦点を当て続ける事項を長期の基幹的な基準設定目的として定義した。また、すぐに改善が必要な分野に対して、短期的な簡素化プロジェクトを開始している。

(基幹的なプロジェクト)

- 新しいアジェンダは、基幹的なプロジェクト（会計基準を利用する者にとって、全般的で、長期的な影響を与えるプロジェクト）に焦点を置いている。これらのプロジェクトは、FASB が何をどのように行うかを判断するにあたって基礎となるものである。FASB は、測定概念及び開示概念について、概念フレームワーク・プロジェクトのアジェンダに加えている。

(簡素化)

- 簡素化プロジェクトは、比較的短期間で米国会計基準を簡素化し、投資家に対する情報を改善して有用性を維持することを目的としている。すでに、非継続事業、開発ステージの企業及び組織に係る会計について簡素化を目的とした基準を公表している。さらに、棚卸資産の測定、非経常項目、負債発行費用の開示及び退職後給付の測定日について、簡素化の作業にかかっている。

(国際的な協力)

- FASB は、より比較可能なグローバルな会計基準への継続的な取り組みが、複雑性を減らすことへの重要な 1 つの方法であると考えている。FASB の最優先事項は、米国のみならず、その他の国において会計基準を利用する者のために米国会計基準を改善していくことである。FASB と他の基準設定主体は、利用者、作成者、個々の資本市場の実務に携わっている人々のニーズに応えなければならない。

- FASB が IASB と共に取り組んでいる業務に加えて、FASB は、他の基準設定主体との関係の強化にも取り組むこととしている。これによって、相互にアイデアを提供し合っ、アイデアを発展させていくことができると考える。

(最後に)

- FASB は、米国財務会計財団 (FAF) と公会計基準設定主体とともに、2015 年の戦略計画を公表した。その計画では、FASB のビジョンを示し、この先の FASB の使命と最優先事項を示している。

(3) 司会者を通じた質疑応答

その後、司会者を介した質疑応答がなされ、コンバージェンスに関して、FASB 議長から次のような見解が示された。

- 両審議会が協働すべきというメッセージには賛同するが、他の基準設定主体の関与も通じて、全世界で比較可能な財務報告を達成しようとするのが重要と考えている。
- 収益認識基準は、米国及び欧州のみならず、全世界で比較可能な財務報告を達成するためには、日本を含めアジア等の地域における対応も必要である。
- リース基準に関しては、両審議会が解決策に向けて努力しており、合意に至るには時間を要するかもしれない。

6. FASB と IASB の会計基準設定に関するアップデート

FASB 及び FASB のスタッフより、両審議会におけるプロジェクトについて、次の項目について近況の説明がされた。

(IASB)

- 最近発行された IFRS
- どのように IASB によるが基準開発プロセスしているか

- 調査研究プロジェクト
- 主要な基準レベルの開発
- 概念フレームワーク
- 適用上の問題

(FASB)

- 収益認識
- 簡素化の取組み
- 開示フレームワーク
- リース
- 金融商品

その後の質疑応答では、リース会計基準の発効日、リース基準に係る移行リソース・グループの設置、非 GAAP 測定値に関する基準設定プロセスに関して、質疑応答がなされた。

2014 年 12 月 10 日 (水) 第三日目

7. 国際的な報告に関する事項

複数の会計基準が存在する環境をテーマとして、パネル・ディスカッションが行われた。主な発言内容は以下のとおりである。

- 多国籍に展開している企業にとっては、各国における財務諸表の作成にあたって IFRS の適用が義務付けられていることもあるため、場合によっては、IFRS ベースでの連結財務諸表作成にそれほどコストがかからないのではないかと。
- 米国基準やインド基準 (発言者はインド出身) で作成している企業にとっては、IFRS による場合の差異について追加で説明が求められる事が多く、それはある意味コストであり、全世界で統一された会計基準が望ましい。
- 収益認識基準は、すべての作成者、利用者にとって重要な基準であり、多様な解釈がなされないように適用前に十分議論すべきである。
- IFRS と米国基準の両方で作成していた時、投資家からの質問は、IFRS の財務諸表に対

するものがほとんどであり、米国基準に対する質問はなかった。

8. 収益認識

財務諸表作成者及び会計事務所の参加者により、新しい収益認識基準に関して、適用にあたっての見通し、適用プロセスの進捗状況、移行リソース・グループで取り上げられている関連の問題、適用計画の概要及び状況についてパネル・ディスカッションがなされた。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国会議では、SEC 主任会計官のシュヌアー氏の講演において、米国国内登録企業においても IFRS の適用に関する新たなアプローチが示唆された点が特に印象的であった。今後、SEC スタッフから委員会 (SEC) 向けに米国の国内登録企業向けの IFRS の適用に関

して何らかの具体的な提案がされることが示唆されており、その内容、及びそれに対する米国の市場関係者の反応等の動向に関心が持たれるところである。

また、FASB のゴールデン議長講演では、会計基準における複雑性の軽減を含め、米国会計基準を利用する者のニーズに適時に対応していくとともに、IASB や主要国の会計基準設定主体と連携して、財務情報のグローバルな比較可能性を高めていくことに対する強い意思が感じ取られた。

さらに、FASB と IASB 議長の講演後の質疑応答のセッションにおいてゴールデン議長から発言があったように、FASB と IASB により収益認識に関する収斂されたコンバージェンスした基準が公表された状況を踏まえ現在、全世界で比較可能な財務報告を達成するために、当委員会が果たすべき役割の重要性を改めて再認識させられた。